

平成 26 年度 第 2 回 尼崎市社会教育委員会議について

標題の会議が、次のとおり行われましたので報告します。

1 と き

平成 26 年 6 月 16 日 (月) 午後 2 時から午後 4 時まで

2 と ころ

尼崎市立中央図書館 セミナー室

3 出欠状況

(1) 出席委員 11 名

(2) 欠席委員 1 名

(3) 出席職員 社会教育部長以下 9 名

(4) 関係者 2 名 (教育委員、公民館運営審議委員)

(尼崎市社会教育委員会議開催要項第 6 条に基づく出席)

4 会議成立の報告

司会者より定員 12 名中 10 名が出席し、会議が成立している旨の報告があった。

(会議成立の報告のあと、委員 1 名が遅れて出席のため、出席者は 11 名)

5 会議内容

梅香小学校市民会議複合施設のあり方について社会教育委員として意見を集約して市民会議へ提出するため協議を行った。協議に際して、社会教育課長から尼崎の社会教育の今までの大まかな状況の説明があり、梅香小学校敷地複合施設のあり方市民会議に社会教育関係者として出席した議長から会議の概要を説明いただき、その後協議を行った。

協議後、尼崎市地域振興連携推進会議生涯学習部会要領を社会教育委員会議のご意見を参考に設置し、今後の部会の活動を地区ごとに広げていく旨報告があった。

6 月で任期満了になる委員の紹介と挨拶をいただいた。

今後の社会教育関連の講演「『女性の貧困』からみる社会教育の課題」「気づいてくださいあなたのそばの傷ついているこどもたち」の 2 件について案内した。

協議事項

(1) 第 1 回「梅香小学校敷地複合施設のあり方」市民会議の報告について
・協議の方向性、前提条件など

前回の第 1 回社会教育委員会議の後に開催された、6 月 9 日の教育委員会協議会において、社会教育委員会議と公民館運営審議会でのこれまでの審議内容に

ついて報告をした。その際に委員から、社会教育施設はどうあるべきか、そのあり方について、十分に議論を進め、社会教育としての方向性を示してほしい、と意見があった。

なお、社会教育委員会議では、本市における社会教育施設のあり方の方向性を検討する観点から、今後の公民館のあり方について、議論。一方、公民館運営審議会では、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議することを目的とする会議体であることから、移転後の公民館において公民館事業が適正かつ効果的に実施できる施設とするための意見を取りまとめてもらいたいので、公民館の事業や設備に関する議論は、公民館運営審議会にお願いする。

今回の社会教育委員会議においては、社会教育施設、公民館のあり方について議論し、一定のご意見を集約していきたい。その議論の材料として、平成 19 年度に社会教育委員会議から提言された尼崎市社会教育計画や平成 22 年度の改革改善項目から、社会教育施設や公民館について言及されている箇所を抜粋した。こうした考え方も検証し、今後のあり方、方向性について、協議していきたい。

市の方向性としては尼崎市の公共施設は築 40 年以上のものが 3 割程度あり、建設当時とは人口構成も異なってきている中、公共施設の効率化を進める流れがある。また、労働福祉会館の廃止に伴い多目的ホール等を建設するが、具体的な中身についてはこれから検討するところである。しかし、公民館と多目的ホールを合わせて複合施設とするにあたり、受付は統一することを予定している。多目的ホールとしての機能と中央公民館としての機能を合わせた、従来の機能を代替するだけの施設ではなく、今後の地域の課題や、特色も踏まえ新たな施設になることを目指している。

第 1 回目 6 月 10 日の梅香小学校敷地複合施設のあり方市民会議では現状の説明の他に、新施設について住民に公民館の機能がわかりにくいので明確にする、社会問題の解決に新しい学びが必要、利用していない住民に来てもらう仕組みづくり、公民館の PR 力を高めてはどうか、という意見がでた。以上を踏まえ、社会教育委員会議として意見交換を行う。

・中央公民館と多目的ホールは分けて議論すべき

公民館としての意見と多目的ホールの議論をしてみてもどうか、公民館でなく複合施設にはどうかという意見も公民館の他施設との違いは「第 23 条」が挙げられる。例えば、有名な講師を呼び、高額な参加費を徴収するような講演会は公民館でなく多目的ホールで行い、専門職員の話、公民館主事のような場合であれば公民館というようなすみ分けを行うなどの事例がある。

そうすることで貸館施設は政治宗教 OK など、自由度が高くなるというよう

な、明確なすみ分けを行うことも考えられる。

公民館の利用は5人のグループからで、営利目的での利用はできないが、実態では日々の費用を賄う程度の月謝を集め事業を実施している。また、毎回参加者を募り実質個人運営という実情もある。公民館はお稽古事が多いが、一部の市民を充足させるためだけのものではない。地域の住民としてどう学習し地域へ還元していくのか、そのために生涯学習、社会教育としてのすみ分けを十分にすることも必要。分館を廃止し6地区公民館の機能強化をするにあたり地域への個の学びの還元が求められている。

生涯学習と社会教育の違いは、生涯学習は自ら学び、社会教育は人を育てることを目的としている点にある。学びは各種あり、教育委員会が掌握しているものの他に福祉課が所管するものなど、各分野においてすぐれた学習の機会を提供している事業がある。それらを総括する上位の言葉として生涯教育があり、その後、生涯学習という言葉になった。本来、社会教育における行政の役割は学習の中身ではなくその環境を整えることにある。

・指定管理について

複合施設となった場合の運営方法はまだ決まっておらず、そちらも議論が必要。複合施設になったついでに指定管理になるというようななし崩しで指定管理にならないように注意。現在公民館の指定管理は全国にあまりない。

公民館の必要性を見出す中で指定管理に出す意味はあるのか考えなければならない。

指定管理が必ずいいとは限らないが図書館は改善された例もあり、やり方が重要。

指定管理にすることで危惧することは、職員の身分が不安定なため長期展望が見込みにくい。地域との気長な対話や関係性の構築の必要もあり、公民館の性質上指定管理に不向きな面もあると考えられる。

・公民館の機能について

公民館で大事なことは学習情報の提供である。そういったことの機能強化が必要。

公民館は貸館がメインではなく、自主事業も実施しており、人と人とのつながりにもつなげていくようにしている。

今の公民館は用事のある人が行くところになっているが、フラットに行くところになってほしい。市民の意識が公民館へ行きたくするのにも今回の建て替えはよい機会である。立地の問題もあるが、老人向けのものだけでなく若い親子世代向けのしかけも必要なのでは。

公民館は必要だが敷居が高く、市民ホールとしての比重の方が重くならないように注意。

公民館のロビーで雑談できる職員、立ち寄れる場所づくりが大事。尼崎市には公民館主事は存在せず、社会教育主事は、各地区公民館に1名配置されているが、配置については、公民館に権限のない人事案件となっている。

社会教育課では社会教育主事を持っている職員は把握しており、今年度から新たに職員による資格の取得を推進していくとともにすでに資格を持っているものに対してブラッシュアップ研修を行うことを予定している。

以 上